

## 一般財団法人本多流生弓会／「倫理規程」

### (目的)

第1条 この規程は、一般財団法人本多流生弓会（以下「本会」という。）の倫理に関する基本となるべき事項を定めることにより、本会の目的、事業執行の公正さに対する疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、また弓道人として倫理に照らして逸脱する行為を行わないよう、本会関係者の社会的な信頼を確保することを目的とする。

### (適応範囲)

第2条 この規程の対象となる関係者は、会員、評議員、役員、顧問、師範及び師範代、運営委員会委員、特別委員会委員、指導員であり、それぞれの定義は次のとおりとする。

- (1) 会員とは、定款第6条に規定する普通会員、維持会員、終身会員、学生会員、名誉会員、学校会員をいう。
- (2) 評議員とは、定款第14条に規定する評議員をいう。
- (3) 役員とは、定款第26条に規定する理事及び監事をいう。
- (4) 顧問とは、定款第43条に規定する顧問をいう。
- (5) 師範及び師範代とは、定款第45条に規定する師範及び師範代をいう。
- (6) 運営委員会委員とは、定款第48条に規定する運営委員会の委員をいう。
- (7) 特別委員会委員とは、定款第50条に規定する特別委員会の委員をいう。
- (8) 指導員とは、師範会規程第6条に規定する指導員をいう。

(基本的責務)

第3条 本会関係者は、定款第4条に規定する「目的」を達成するため、関係法令、定款、関係規程等を厳格に遵守し、社会的規範に反することのないよう行動しなければならない。

(遵守事項)

第4条

- (1) 本会関係者は、暴力、各種ハラスメント(セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等)、差別等の違法行為や、本会の健全性及び高潔性を損ねるような社会規範に照らして不適切な行為を行ってはならない。
- (2) 本会関係者は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
- (3) 本会関係者は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることをしてはならない。
- (4) 本会関係者は、本会の運営費等の経理処理に関し不適切な処理や他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。
- (5) 本会関係者は、自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、本会の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。
- (6) 本会関係者は、社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を持つてはならない。
- (7) 本会関係者は、法令や本会の定款、諸規程、処分等に違反してはならない。

(この規程に違反した場合の対処等)

第5条 本会関係者にこの規程に違反する行為を行った恐れがあると認められる場合、評議員会もしくは理事会もしくは師範会は直ちに調査を開始する。調査の結果、違反する行為があったと認められた場合、評議員会もしくは理事会もしくは師範会は処分を行う。

2. 必要に応じて本会に倫理委員会を設置する場合がある。倫理委員会の報告を受けて、評議員会もしくは理事会もしくは師範会は処分を行う。倫理委員会の組織及び運営に関する事項については、理事会の決議により別に定める。

(違反による処分等)

第6条 本規程への違反行為に対する処分は、以下のとおりとする。

(1) 会員

理事会は戒告、定款第7条・会員規程第8条に基づいた除名、その他必要に応じた処分を行う。

(2) 評議員

評議員会は戒告、定款第15条に基づいた解任、その他必要に応じた処分を行う。

(3) 役員

評議員会は戒告、賠償、定款第31条に基づいた解任、その他必要に応じた処分を行う。

(4) 顧問

理事会は戒告、解任、その他必要に応じた処分を行う。

(5) 師範及び師範代

理事会は戒告、宗家の承認を経て解任、その他必要に応じた処分を行う。

(6) 運営委員及び特別委員

理事会は戒告、運営委員及び運営委員会規程第6条に基づいた解任、その他必要に応じた処分を行う。特別委員も前文に準じた処分を理事会が行う。

(7) 指導員

師範会は、理事会の承認を経て戒告、解任、その他必要に応じた処分を行う。

2. 処分の前提となる事項は、証拠及び証言に基づいて認定する。

3. 処分に際しては、公正を期するため、当事者の弁明の機会を設けるものとする。ただし、当事者の

同意がある場合、又は当事者が弁明の機会を拒否もしくは無断欠席をした場合はこの限りではない。

4. 本規程違反の認定は、結論及びその理由を示した文書により行う。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

(附則)

第8条 この規程は、平成30年12月8日から施行する。